

令和5年度
第4回 福島地方最低賃金審議会
議 事 録

日 時：令和5年8月23日(水)
10:00～12:50

場 所：3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、橋本、長谷川、森谷

(労)大越、塩澤、志賀、松本

(使)安達、金成、金子、佐藤

1 開 会

(会 長) 定刻となりましたので、これより令和5年度第4回福島地方最低賃金審議会を開催いたします。

2 定足数の確認

(会 長) 事務局より定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、元井委員、高橋委員、大内委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

3 議 事

(会 長) それでは、本日予定している議事等について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 本日予定しております議事は、

(1) 福島県最低賃金改正答申の異議申出に対する諮問・審議・答申

(2) 特定最低賃金 (①電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、②計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金) 改正の必要性の有無の審議、それぞれ必要性有りの場合はその後の手続等について、を予定しています。

なお、会議資料として、4つ配布させていただいております。

資料1が、1～2ページにかけて、令和5年度福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出書

資料2は3ページの令和5年度地域別最賃答申状況の一覧表です。

資料3として、4ページからになりますが、事務局において作成した資料を添付しています。昨年度、労側委員から要望があり作成・提示した経過がありましたので、同じものを作成し、お示しさせていただきました。令和5年度計量器該当局一覧及び電子部品等該当局一覧です。特賃額の対地賃額指数を示しています。また、特賃適用業種の欄に記載されている赤字部分は、福島の業種と同じ業種のものとなっております。

資料4は、8ページからになりますが、最低賃金実態調査に基づく電子部品等製造業と計量器等製造業の賃金分布です。8ページから10ページが電子部品等製造業、11ページから13ページが計量器等製造業のものになります。いずれも100人未満を対象に6月の賃金について実態調査をしたものです。電子部品等製造業は177事業場、計量器等製造業は43事業場を対象に回答を求め、それぞれ有効回答率が68.4%、67.4%でありました。

よろしくお願いたします。

(会長) ありがとうございます。ただ今の説明に質問等ございますか。

(なし)

(1) 福島県最低賃金改正答申の異議申出に対する諮問

(会長) それでは、議事に入ります。

令和5年度福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出書の提出がなされたとのことですので、事務局より報告をお願いします。

(室長) 異議申出に係る報告をさせていただきます。

令和5年8月7日答申をいただきました内容につきまして、同日、最低賃金法第11条第1項に基づき、福島労働局において意見要旨を公示したところ、同月22日付けをもって、福島県労働組合総連合議長野木茂雄様から福島労働局長あて異議申出書が提出されました。

異議の申出がなされた場合、最低賃金法第11条第3項により「審議

会に意見を求めなければならない」とされておりますので、労働局長井口より熊沢会長へ異議申出に対する諮問をさせていただきたいと思えます。

(会 長) 事務局より、異議申出書が提出されたとの報告がありましたので、これより、令和5年度福島県最低賃金の改正答申の異議申出に対する諮問をお受けいたします。

事務局は、諮問の準備をお願いします。

【局長から会長へ諮問文を手交】

【諮問文の写しを各委員へ配付】

(会 長) それでは、諮問文の読み上げをお願いいたします。

(室 長) 【諮問文の読み上げ】

(2) 福島県最低賃金改正答申の異議申出に対する審議

(会 長) これより異議申出に対する審議を行います。異議申出書の内容について事務局から報告して下さい。

(室 長) 福島県労働組合総連合議長野木茂雄様から提出された「令和5年度福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出書」について、読み上げにより報告に代えさせていただきます。

【提出された異議申出内容について読み上げ】

(会 長) 事務局より異議申出書の内容について報告がありましたが、質問等ありましたらお願いします。

(な し)

(会 長) それでは、労働者・使用者・公益の各側から異議申出書に対するご意見をお伺いしたいと思います。

初めに、労働者側からご意見をお願いします。

(大越委員) 労働者側としましては理解するところではございますが、そういったことを踏まえて審議してきた結果ということでございますので、審議会の結果を尊重したいと思っております。

(会 長) ありがとうございます。次に、使用者側よりご意見をお願いします。

(佐藤委員) 今年度は残念ながら全会一致での結審とはなりませんでしたが、福島県労働組合総連合より提出された異議申出書に記載されている内容等に

つきましては、専門部会等で十分な時間をかけて審議した結果でありますので、8月7日付けの答申どおりとすることが適当であると考えております。

(会長) ありがとうございます。次に、公益側よりご意見をお願いします。

(森谷委員) 当県では当県の実情に即して慎重に審議したうえで結論を出されていると考えますので、8月7日付け答申のとおりと考えます。

(会長) ありがとうございます。

労働者・使用者・公益の各側よりご意見をお伺いしましたところ、「令和5年8月7日付け答申どおり」とのご意見でしたので、本件異議申出書に対する当審議会の結論としましては、全会一致で「令和5年8月7日付け答申どおり」として局長あて答申してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(会長) ありがとうございます。

(3) 福島県最低賃金改正答申の異議申出に対する答申

(会長) 異議申出書に対する本審議会の結論は、全会一致で「令和5年8月7日付け答申どおり」とすることとします。

事務局は異議申出に対する答申の準備をお願いします。

【会長から局長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配付】

(会長) それでは、答申文の読み上げをお願いします。

(室長) 【答申文の読み上げ】

(会長) 次に、局長よりご挨拶をお願いします。

(局長) ただいま、熊沢会長から令和5年度福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出について、「令和5年8月7日付け答申どおりとすることが適当である」との答申を頂戴いたしました。

速やかなご審議により、結論をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

私どもといたしましては、この答申を基に、速やかに福島県最低賃金を改正決定の上、官報公示の手続きをとりたいと思います。発効日は令和5年10月1日となる予定です。

改正福島県最低賃金の額及び中小事業者の賃上げ支援策である業務改善助成金については、これから、周知・広報をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

本日は、誠にありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。

(4) 特定最低賃金（電子部品等製造業、計量器等製造業）改正の必要性有無の審議及び答申について

(会長) 前回審議会で継続審議とした2業種（電子部品等製造業、計量器等製造業）の特定最低賃金改正の必要性の有無について審議することとします。

ここで、審議に先立ち、あらかじめ、労使それぞれ協議の場を設ける必要はありますか。

(佐藤委員) お願いします。

(会長) わかりました。それでは、事務局は控室ご案内してください。

【労働者側・使用者側退室】

【労働者側・使用者側入室】

(会長) それでは、電子部品等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議することとします。労働者側よりご意見をお伺いします。

(塩澤委員) 県内の電機産業における状況を共有させていただければと思います。

工業統計、電機3業種、電子デバイス関連、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の現状を表で説明いたします。福島県以外の全国の部分を入れておりますので、見比べていただければと思います。従業者4人以上の事業所、30人以上の事業所を出させていただきました。令和3年の分になってしまいましたが、大きく毎年変わるわけではありませんので、ご理解いただければと思います。

まず、4人以上の事業所になります。従業員数にしても製造品出荷額、付加価値額においても、福島県の製造業計と見比べても、割合は非常に高く、それだけ重視されている産業であるということは確認できると思います。次ページの30人以上においても、4人以上の状況とほぼ等しい数字が出ています。30人以上については、製品の出荷額につい

では1兆円を超える、当然生産額も1兆円を超える、県内においても製造業の約25%を占めているということがわかります。したがって、産業別最低賃金の役割や重みはご理解いただきたいと思います。

また、専門部会の際に配布された資料で価格交渉のフォローアップ調査があったと思いますが、今回の議論の中で価格転嫁がキーワードになっておりまして、我々の産業における価格転嫁の対応を見ていただきたいということでお配りいたしました。これまでの資料の108ページ、これは中賃での委員会でも確認をされた資料だと聞いております。価格交渉促進結果2023年3月にフォローアップ調査の結果というのが出ております。ここで電機産業における価格対応の部分を見ていただきたいのですが、電機情報通信機器産業においては約6割に渡って、価格転嫁を認めてきているとなっております。これは全国規模ですが、当然福島県においてもそれに等しい、またはそれ以上になってきているとお聞きしております。原材料のみならずエネルギーの価格上昇や昨年の賃金改定などの労務費なども踏まえて価格に転じている割合が記載されております。全国平均は47%ですが、我々の産業においては6割に迫っている内容の部分が記載されておりましたので、参考にいただければと思います。

様々な背景等ございますが、我々県内においても産業別最低賃金の引き上げになる環境は一定程度そろいつつあるのではないかと感じるころですので、改めて引き上げの議論に入らせていただければということをご主張させていただきます。

(会長) 次に使用者側よりご意見をお伺いします。

(安達委員) 今回、地域別最低賃金の上昇42円ということで、これは非常に大きな上げ幅だと思っております。中小・零細企業にとっては厳しい状況だと感じております。そのような中で、電子部品製造業に関しましては、昨年と今年、地域別最低賃金を下回るような状況が2年続いたということです。昨年につきましては、格差が2円ということでしたが、今年には20円。このような状況であれば、地域別最低賃金を尊重すべきと考えております。今回、電子部品製造業に関して、公正競争の確保が重要だと思っておりますが、地域別最低賃金でも900円に届いたということで

あれば、一定程度賃金の引き下げの防止の措置になっている、歯止めになっていると考えられますので、公正競争を著しく阻害するような状況ではないと考えているところでございます。公正競争を阻害する明確な根拠も見当たらないと考えられます。

中小企業の中でも状況が良いところもないことはないと思います。そのようなところは企業内の労使の中で払えるところは上げていただく、本当に支払い能力のない企業までも地賃を超えて産業別特定最賃が適用されるということは非常に厳しい状況になると思いますので、個別に企業の中で対応していただければ十分ではないかと考えているところでございます。

福島商工会議所でも会員事業所に聞き取り調査はしておりますが、小さな製造業の中には、状況がよくなっているという企業も確かにございますが、悪化しているという企業が多い状況にあります。設備投資もできないという状況なので、賃金を支払える状況にはなっていないと考えているところです。

価格転嫁のお話もありまして、電子部品はある程度の割合で価格転嫁が進んでいるというご説明がありましたが、これは私も事実だと思います。去年の商工会議所の調査の中でも若干ですが、去年よりは価格転嫁が進んでいると答えている企業はありますが、すべての価格転嫁ができているという企業は減っております。半分以上価格転嫁できているという企業は確かに増えているという状況ですから、少しずつ大手との交渉で、大手さんも価格は引き上げていただいていると思いますが、半分ですので、その半分は中小・零細がかぶっているという事実がございます。それから、ひとつの部品を受注してから価格転嫁に行くまでには、半年から1年かかると伺いました。これが切実な状況だとおっしゃっていました。少しずつ改善はされているのだと思いますが、支払能力の面で非常に厳しいということがあります。

必要性はなしということで考えているところでございます。

(塩澤委員) 小さな規模での事業に置かれている環境、企業における物価上昇がまだまだ高い、これが経営に影響しているということ、これは労働側としても理解しているところです。とはいえ、地域別最低賃金の42円、こ

これは確かにこれまでにない引き上げ額になっておりますし、福島県においても900円というところに到達したということですが、地域別最低賃金の役割と産業別最低賃金の役割は違うのではないかと考えております。本日事務局からいただいた資料を見ると、18歳、19歳の位置づけは非常に小さくなっています。20歳以上から60歳代が非常に多くなってきている、これは正社員、非正規社員。男女間などの格差が大きくなっているのではないかと。もうひとつ気にしていることは、20歳以上50歳代の枠組みが非常に最低賃金近傍にいるのであれば生活が非常に困窮しているという要因になっているのではないかと。ということです。

労働組合があるところについては労使の中で議論をしたうえで、企業業績に基づきながら、賃金に限らず労働協約の内容をほう助していると思っておりますが、我々が議論しているのは組織化されていない労働者が経営者に申しにくい環境にある労働者の代弁にもなっていると思っております。そういう役割が産業別最低賃金にあるということ踏まえて、歴史のある労使の中で議論をし、地賃より優位性をもって設定をしながら議論してきた背景がございますので、改めて産業別最低賃金の持つ意味を主張させていただきながら、議論の場に到達させていただきたいと思っております。

合意者が1万人を超えているという重み、私はその重みを背負いながらこの場に立たせていただいておりますし、多くの組織されていないところから引き上げを望む声をいただいているのは間違いございませんので、そのところを今一度主張させていただきます。

それから、地賃がこれだけ引き上げ額が高まってきていることについて、福島県に限らず各県同じでございます。一時的には産業別最低賃金の金額が地賃の金額より下回ってしまうケースが出てきております。2年以上連続して地域別最低賃金よりも産業別最低賃金の下回ってしまった、関係労使の中で必要性ありを引き出して議論しております。例えば岩手県、埼玉県や富山県も議論を重ねながら、必要性を感じて議論に入っているということもご理解いただければと思っております。

(安達委員) ありがとうございます。趣旨は理解しているつもりですが、地域別最低賃金が相当上がったということ、それから中小企業の方々の経営状況、価格転嫁の状況等を考えて支払えるのかどうかということをお考えま

すと、非常に厳しいということが言えると思っております。それから産業別の支払える企業はたくさんあると思います。確かに労働組合がないところは難しいと言われれば、それも一つあると思いますが、経営者の方も搾取しようとしている人はいないと思いますので、払えるところは最低賃金以上にしているという企業も実際ございますので、本当に払えないような事業所に対してまで地域別最低賃金を超えた金額を払うということを強要するようになると、経営自体も厳しくなってきます。やはり2年続けて埋没しているという状況が重いと思っております、必要性はないと考えております。

(会長) 公益側よりご意見をお伺いします。

(森谷委員) 特賃に関しては地域別を上回らなければならないということになっていて、今まで電子部品についてはこれまで必要性ありということで審議されてきた経過があると思いますが、使用者側が強調されている地賃が上がってきているからということが必要性なしに結びつくのかというところが私としては疑問に思っているところです。やはり、地賃との差に意義があるということで今まで議論されてきたということからすると、地賃があがれば特賃も議論されなければならないのではないかと思いますので、私としては必要性がありということで審議に入っていただくのがよろしいのかなと思うところです。

(長谷川委員) 私も森谷委員と同じように感じておりました。2年連続地賃に埋没される形になったというお話でしたが、地賃の方が先に上がるので、上がったものと前年のものを比べて埋没されていると表現されるのは、少し理解しがたいと感じております。支払能力のない事業者がいらっしゃるというお話もそうなのかもしれませんが、審議の場でそれを踏まえていくら上げるかという議論をするということもひとつの方法なのではないかと思います。

(会長) 地賃と特賃は役割が違いますし、引き上げのタイミングが地賃の方が先ですから、引き上げの審議、検討の後の額同士を比べなければならないという意味であれば、現状で地賃の42円引上げというものが、特賃の埋没を生むということは当たり前だと考えますので、おっしゃるように支払能力については理解いたしますが、公益委員としても必要性あり

と考えます。

(安達委員) 20円というのは大きいと思います。公正競争の確保というのが大きな命題なのではないかと思います。それを阻害している根拠はありません。支払能力がある企業が個別にやっていただければ良い話であって、そもそもこの制度自体が、これだけ地賃が上がっている状況において齟齬が発生していると感じますので、私の考えは必要性なしで変わりありません。

(佐藤委員) 特定最低賃金については、地賃と違ってセーフティネットの部分ではなく、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みをあくまでも補完する役割・機能という部分に限定されていまして、そういった観点から考える必要性があります。また、地域最賃が先に決まり、あとで特定最低賃金について金額審議ということで、そうであっても特定最低賃金自体が地域最賃を上回るものでなければいけないということがありますので、それが埋没した時点で必要性についてはないと思うことは当然であります。公平性の観点からも、全国ばらばらの業種が特定最低賃金として残っているということについては致し方ない部分もありますが、そういった中で、はっきりと明文化されたものではないにしても、労使間の中である程度廃止に向けてのひとつの決まり事があると思います。実際にそのところについては、ある程度の要件を満たせば廃止に向けて検討する旨については中央でも議論されているところでありまして、適用労働者数が1,000人を下回り、地域最賃と特定最低賃金が逆転して埋没すれば、廃止に向けての適用要件を満たすということで、廃止に向けての議論をすることができるとなっておりますので、永遠に特定最低賃金の全国ばらばらの業種が不公平の観点の中で残り続けるということとはあり得ないと思います。

そのところを労使で理解を深めて、廃止に向けての議論を進める必要性については公益の先生方にもご理解いただきたいと思います。

(会長) ありがとうございます。

公正競争が阻害されている証明というものは必ずしも審議を始めるために必要なものではない、公正競争が阻害されていることの証明は難しく、可能なことは、格差が存在しているということをもって公正競

争の阻害と言うかどうか、競争条件は同じではないということは明らかでありますので、それは審議を始める理由に十分なると考えられます。

その前に、一旦保留とし、計量器等製造業最低賃金改正の必要性の審議に移ることとします。

(会長) 続いて、計量器等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議することとします。労働者側よりご意見をお伺いします。

(松本委員) 前回の審議会において、特定最低賃金が地賃に埋没しているため必要性なしという意見ございましたが、埋没しているという事態の経緯をお話しさせていただきたいと思います。私の前に担当していた委員のメモの中に、昨年の第5回審議会において、担当の委員よりご発言があったということで、2021年でいくと特賃889円に対して地賃が828円ということで地賃指数が107.4%となっている状況でした。本県のように計量器の特賃を定めている4県の地賃指数に関しては103.7%という状況で、昨年までにおいては本県より低い地賃指数になっていたといった状況でございました。そのため、計量器特賃の優位性は確保されている記録がありました。その後の審議会においても本県の計量器等の特定最低賃金の指数が他県の同業種と比べて高い数字であり、2022年は他県の計量と足並みをそろえ、事業者の過度な負担を軽減するためという裁量をもって、一度休止させていただきたいといった発言により審議をすることができなかったという経緯で、私は理解しております。そういった経緯によって地賃が上回ってしまったということでございます。昨年、休止したことによって、現時点で岩手・栃木・埼玉・兵庫の4県における地賃比率、平均ですが103.5%という状況でございます。本県が103.6%なのでほぼ同じ数字に足並みがそろったと認識しております。同じ東北の岩手県で言えば、若干上回った状況になってきています。

そして、全国ランキングを配らせていただきましたが、こちら総務省、経済産業省の調査ということで出しているものでございますが、福島県で販売している冊子の中から抜粋した資料となっております、下のほうに総務省、経済産業省、経済センサス活動調査と記載しております。

す。平成24年から令和2年までの調査結果において、福島県の計量器の部品出荷額について37億円、写真機等の部品出荷額は63億円、いずれも出荷額が全国1位の比率となっております。こういった結果からみても本県の計量器・精密機械器具産業の担う役割はとても重要な位置づけになっているといえるのではないかと思います。

春闘結果について説明させていただきます。平均賃上げ妥結平均ですが、4,170円ということで率にしますと3.26%という結果になっております。昨年の春闘結果は妥結平均3,395円ということで2.65%の結果ということで、さらに昨年は0回答もあったということで、非常に企業として大変な状況だということは事実でございます。しかし、今年の春闘において大幅な賃上げが実施されたということでございました。これに関して、昨年0回答であったにも関わらず今年大幅な賃上げをしたということで、正直私も驚いたところでございます。こういった賃上げの背景としている一つとしては人手不足が一番にあるということでした。これまで積み上げてきた経験、知識、技術を有する従業員の他社への流出を防ぐ目的もありますし、労働力不足の問題により、パート従業員においても精密機械製造に携わり、高度なスキルと精密さを要する作業に従事するということもあるということでした。やはり人手不足によりパートさんを、本来は配置しないようなところに配置せざるを得ないということで、パート従業員が要する技術が高くなっているということも明確であるということでした。特に精密機械においては精度度が要する技術でございますので、教育などにも時間がかかるということで、パート従業員の流出が大きなダメージになってしまうということでした。

福島県の計量器に携わっている労働者には、出荷額1位ということに関して、しっかりと労使で共有してさらなる発展に向けた取り組みをぜひとも行っていただきたいという思いでございます。その取り組みとしまして、まずは専門技術を要する対価として、見合った賃金で支払われなければならないというのが私の意見でございます。

やはり賃金を上げるためには利益を確保することが大前提でございますので、一番は価格転嫁の取り組みがひとつ、もう一つは生産性向上

が非常に重要になってくるのではないかと考えております。そこで生産性向上に必要なものが、設備投資、研究投資、人への投資と言われております。しっかりと価値に見合った労働者に対して賃金を支払うことによって、やる気を生み出し、仕事に対する意識がさらに高まることによって新たな仕事に対する意識の向上から、生産性向上につながると確信しております。賃上げをすることで経費が圧迫することも重々承知しており、重く受け止めておりますが、まずは生産性向上に向けた投資をしているという考えを持っていただければと考えております。急激な物価上昇により利益確保も難しく大変なのは、我々労働者も認識しております。我々労働者側は主張することばかりでなく、少しでも会社の利益確保につながる取組を展開しようと、私が属する団体では7年前からこういった価格転嫁の取組をさせていただいております。ものづくり産業に携わる国会議員の方々をメインに、中小の実態を伝え、国会を通じて価格転嫁の取組、必要性を政府に伝えてきたことも事実でございます。徐々に支援体制、サポート体制が構築されてきたところでございます。実態としては、60%は価格転嫁ができたという、私たちの独自の調査でもそういった結果が表れております。しかし、やはり労務費が価格転嫁できないという実態が明らかになっていることは事実でございます。こういった課題もこれから意見を吸い上げていく計画となっております。労使が一体となり利益確保に向けた取り組みを展開していただくようお願いさせていただきます。

今回、構成組織で大幅な賃上げがあった単組に対しましては、継続した賃上げを実施するために日々の生産性において、利益確保につながる生産性向上の取組が必要不可欠だということを強く組合員へ伝えるようお願いしてきました。今回の会社側の精一杯の回答に対して、期待を裏切らないように日々取り組むことが組合員の義務ということで、こういった状況ではございますが、労使が一体となって取り組んでいくことが第一歩だと思っております。

私の春闘を実施した際は中小が多く、100人未満の企業が多いところでございました。そういったところでは、大企業とは違って、10

年30年と長年に渡り特定の企業と取引をしてきた、今現在進行形で取引をしている、そういった単組が多いということが明らかになりました。そういった経緯もあり、なかなかこれまでの関係性の中で、取引額の要求が非常にしづらいつらいつらといった経営者側の本音でございます。確かに、これまで同じような内容で取引してきたということで、下に行けば下に行くほど取引額を要求することによって取引を取りやめられてしまうのではないかとといった恐怖と隣り合わせ、そういった経営者が多いことも事実でございます。しかし、そういったところも、私たちの団体を初め、労働団体が丸丸となってサポートしていくという状況だということとはご理解いただければと思います。

そういった意味も踏まえまして、計量器等製造業の賃金近傍で働く労働者のために審議の必要性をご理解いただきたく、お願い申し上げます。

(会長) 次に使用者側よりご意見をお伺いします。

(金子委員) 過去の事例、私も参考にさせていただいておりましたが、予想を上回る賃上げになったということが、まず私の気持ちです。特定最低賃金の公正競争ケースになりますので、事業の公正競争を確保する観点から外せないと考えております。

商工会連合会でアンケートをとりました。対象が35社ですが、問題となっている価格転嫁がほとんどできていないが32%。あまりできていないが34%。3割はできているという回答を得たところでございます。なかなか価格転嫁が出来ないうえに、地域別最低賃金が上がっているという状況です。2年前30円、今回40円で2年で70円というのは大変厳しいという判断をせざるを得ない、そのようなことも十分判断していただきたいということで、必要なしという考えでございます。

(大越委員) ご説明ありがとうございました。

質問ですが、アンケート取っていただいた35社というのはすべて計量器ということでしょうか。

(金子委員) そうではありません。

(大越委員) そうであれば、計量器専門の部分のお話を、審議会に入ってから、当該労使で実態をお話すべきであって、特質と県最賃の違いにご不満を持

っているということであれば、この場ではなく違った場で、廃止していくという議論をやっていただくということが良いのではないかと思います。

(会長) 私も昨年のメモを取っておりましたが、計量器については、今年は1回休みだという発言をされたと記されております。これはとても重要なことをおっしゃったなと思いました。これは来年もやる覚悟なのだという事について、金子委員は想像以上に地賃が上がったから条件が変わったという、こういうことでしょうか。

(金子委員) 先ほども申し上げましたとおり、1年前30円、今年40円ということは経営者として耐えきれないと考えております。

(松本委員) 先ほど予想以上の上げ幅だったということでございますが、そういった予想以上の金額になってしまったということは、そもそも使側の前回の委員が招いた実態ではないかと思っております。昨年審議をして10円でも20円でも上げていけば、今年こういった金額の差というのは起きなかったのではないかと思っております。私が準備させていただいたグラフの中でも、福島県は2019年までは他県と同じように上がってきていますが、2021年若干上がっているということでございます。記録の中で107%の対地賃比率は高すぎるという発言がございましたが、先ほどの全国ランキングの中で、計量器の部品出荷額が全国で1位という結果になっていることで、本県における計量器精密機械の存在、重要度は高いということで、他県より高い位置にあって当然だと思っております。記録の中で、まず足並みを揃えるということで、そういった発言により足並みが今回揃ったということでございます。ここは、まず審議をしていただき、その中で金額審議をしていきたいと思っております。労働組合があるところはそういった意見を伝えることができますが、労働組合がない未組織労働者に対しては、物価高が進む中で厳しい生活を強いられている方がいることは事実だと思っております。ですので、まずはそういった意味も踏まえて審議をして議論していただけないでしょうか。

(金子委員) やはり、地域別最低賃金が特定最低賃金を上回っているという現状では必要性ないと判断せざるを得ないです。

(松本委員) 上回ったとおっしゃりますが、昨年の経緯があって上回っていると理解いただけますでしょうか。

そこで、地賃が先にきまったので、地賃が上回っているという実態がありますが、位置づけとして、これまで特定最低賃金が地賃を上回る水準できたという経緯を踏まえて、こういった水準を維持する、福島県の産業の発展という思いもありますし、これまでの経緯を踏まえると、地賃が上回ったから必要性がないというご意見は受け止められないということでございます。

(金成委員) 過去にどのような議論がされてきたかということをご存じかと思いますが、いただいた令和5年度版最低賃金決定要覧をご準備いただけますでしょうか。この本の202ページをご覧いただきたいと思えます。こちらの左側、中賃公正競争検討小委員会報告、令和4年3月20日というところをご覧いただきたいのですが、まず今回は地賃が決まってより高いレベルで必要だという場合に申出をいただいて、その申出に要件があって、そこでこのような場合に特賃の議論に入ると定められています。その中のひとつが、今回は公正競争ということで、今回の2業種については、公正競争に疑念があるので、そういう理由で申出をして議論に入りましょうといただいています。必要性を判断する際の理由、そこに基づいて必要性を考えていくということですが、今回の2業種は公正競争についてということですので、概念は、地域最賃で一定の公正競争を確保されており、公正競争ケースはより高いレベルでの公正競争の確保を目的としているということが、報告で出ております。単に、差があるからということだけで、公正競争の議論に入るということではない、より高いレベルで必要だと認めるときに、公正競争ということが必要だということで、議論に入るとなっていると、私は理解しております。

必要性の要件には、より高いレベルでの公正競争の確保について、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況を踏まえ、審議会において適切に判断となっています。一定の差があるから、それだけで議論に入るべきで必要性があるという議論にはなっていないと理解しておりますので、この点につきましては、改めて確認をお願いできればと思

います。

地賃が大幅に上がったことによって、現状の特賃を超えているということは、地賃によって公正競争という部分は確保されていて、大幅に上回っていますので、今までと違って、その役割を地賃が担ってしまっているからこそ、必要性がないのではないかと私も考えますので、改めてこの内容につきましてはご確認いただければと思います。

(会長) ありがとうございます。

公益側の意見としては、必要性ありと考えておりますが、本日中に結論を得るということは難しいと思います。

電子部品等製造業、計量器製造業最低賃金について、改正の必要性の有無について審議を行ってきましたが、全会一致で必要性有りとの結論には至っておりません。

特定最低賃金の改正の必要性の有無は、昭和57年の運営方針了解事項のとおり、その設定の趣旨に鑑み、労使の合意の下に行われるべきものであり、全会一致による議決に至るよう、なお、努力すべきものと考えますので、本日の審議会では議決を留保し、労使それぞれの代表委員において協議を尽くされた上で、次回審議会において審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(塩澤委員) 異議はありませんが、特定最低賃金の意味合いが当該労使間で協定した企業内最低賃金を踏まえながら波及していく、議論する場面であるということを見ると、当該労使において、例えば協議をしていく中で、必要性審議の場面においても、当該産業労使の意見を反映する場面というのは、必要になってくるのではないかと感じますが、当該労使の意見反映についてはどのような形になりますか。

例えば、昨年ですと参考人の招集があったように記憶しておりますが、今後の進め方や運営の仕方をご教示いただければと思います。

(基準部長) 必要性の審議、まだほとんどの局が始まっていない状況でして、今年地賃がかなり上がったので、福島と同じような状況の県が多いかと思っております。できるだけ事務局で資料を提示したいと思っております。

参考人につきましては、福島の場合は、労使または労側で参考人を呼んでいただき審議したということもございます。今後、参考人を招致

してお話を聞くということは、通例からするとあるのかなと思っております。

(塩澤委員) 当該労使でのイニシアティブを重要視されるという部分がありますし、可能であれば、労働側とすれば当該産業労使の意見なども反映できる場面なども考慮いただければありがたいと思います。

一部他県の状況を見ると、小委員会に切り替える、任意的な専門部会を立ち上げ、必要性審議をやられているなどお聞きしたので、そういう運営の仕方ができるのか、このようなことも踏まえてご検討いただければありがたいと思います。

(室長) 小委員会ですが、当審議会においても、審議会の規程の中に定めがあります。小委員会を設けることは可能ですが、会長が指名をするという規定になっておりまして、この委員から指名という解釈になると思います。今おっしゃいました任意の専門部会というのは、手続き上、私どもでは確認できておりません。東北での例では、青森・岩手・秋田が小委員会を設けて、必要性の審議を行っております。その3県におきましては、審議会委員のうちから公労使それぞれ3名を選任して、小委員会の中で必要性の審議を1回行っているということでございます。ですから、外部の経営者や労働者を委員の中に入れるということではなく、あくまでこの委員の中からの指名となっております。

(塩澤委員) 指名以外の小委員会の中で、オブザーバー参加というのが認められていると思いますが、いかがでしょうか。

(室長) 規程の中には、そこまで定められていませんので、小委員会ということの詳細は別途検討が必要かと思います。

(塩澤委員) 当該産業労使の意見反映という重みをご検討いただければと思います。

(会長) 日程調整では、9月26日に次回が予定されているということですが、周知はされておりますか。

(室長) 皆様の了解は経ておりませんが、皆様から予定をいただいて、その中で審議会が成り立つ人数が26日の午後ということで設定させていただいているところでございます。

(会長) わかりました。塩澤委員のお求めに従えば26日に参考人になる方を

お呼びする、お求めであれば労使双方からお招きするということは現実的に可能でしょうか。

(塩澤委員) それに向けて準備させていただきます。

(佐藤委員) 私どもとしてはその必要性を認めませんし、お願いして出ていただくということは難しいと思います。

(塩澤委員) 必要性なしの意見であれば、我々とすれば当該産業の使用者側からの意見をお聞きしたいと思います。どのような状況の中で厳しいのか、主張いただきたいと思います。

(佐藤委員) 審議にあたって、公正競争ケースの場合ですが、当該産業の使用者をお呼びしてお考えを述べていただくよりも、基本的には客観的なデータに基づいての審議が重要だと思しますので、この項目についてそれぞれ検討していくことが一番大事かと思っております。開く場合でも、委員の中から何人か選んで、そこで小委員会を開いて審議をするだけで事足りるかと思えます。

(塩澤委員) 疎明資料で公正競争の阻害という言葉がありましたが、公正競争を確保するうえで、その格差ということの部分で踏まえて主張させていただく、当然企業の規模間によっても違うということも、労働側として十二分に理解しているところであります。とはいえ、労働組合があったとしても企業間の大小によって格差がかなり広がっているということです。労働組合がないところはどうなっているのか、これが特定最低賃金近傍で約9,000人くらいだという資料が出てきましたが、非常に多くなっているのではないかと思っております。そういう意味で我々の主張する資料と使用者側で主張する資料、若干思いも違いますので異なってくるかもしれませんが、我々とするならば、これまでも審議会の中で、格差に関する疎明資料126ページ以降出されています。さらにそれでは足りないところを本日も資料を提供しながら議論に来ているわけですので、現状における当該労使の意見反映の重みを思った次第で、先ほどの発言をさせていただいたところでは。

佐藤委員がおっしゃる内容も理解しておりますが、時間をいただき議論させていただければと思います。

(佐藤委員) 使用者側としては、労働者側からお出しいただいた疎明資料について

は十分な資料とは思っておりませんので、もう少し納得できるような資料を出していただきたいということと、222ページで、「審議にあたっての視点について」に係る客観的なデータについては、賃金室で出していただき、それに基づいて検討させていただくという形になると思います。

(会長) 次回、第三者をお呼びするかどうかということについて、佐藤委員が必要ないとおっしゃったのは、使用者側からの参考人は必要ないという意味なのか、労働者側も含めて参考人を呼んで話を聞く必要がそもそもないという意味なのか、どちらでしょうか。

(佐藤委員) 労働者側のほうで参考人をお呼びしてお話をいただく必要性があるということであれば構いませんが、使用者側として、そのような方をお呼びして発言してもらうということの難しさは承知しておりますので、お願いすること自体難しいと思います。

必要性についても、そこまではする必要はないということで、小委員会を設けて検討すれば十分だと思っております。

(会長) ありがとうございます。公益委員と事務局で少し話をさせていただいてよろしいでしょうか。

【公益委員協議】

(会長) お時間いただきありがとうございました。皆さんからご意見をいただき、次のことをお伺いさせていただきたいと思います。

佐藤委員からのご意見がありました、小委員会ですということですが、残りの日程を考えますと9月26日に結審をしたいということで、9月26日にしなければいけないわけではございませんが、9月26日に出る結論が本審からの結論になりますので、26日の段階ではこのメンバーがそろった本審をする必要があります。小委員会を26日の前に設ける必要があるのですが、現実的ではないということで、9月26日に本審ということで、お集まりいただけるようにご努力いただいて、その場で、労働者側からの推薦の参考人のご意見をうかがい、それを踏まえて審議を続けてその本審の中で結論を出すという進め方にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(佐藤委員) 使用者側としては異論ありません。

(塩澤委員) そこで最終、必要性有無の審議になるということですね。ちなみに、9月26日が歯止めになるということはなぜでしょうか。

(会長) 最後の回が本審になる必要があるという意味で、9月26日に結論を出して本審をしなければいけないという意味ではありません。

26日の日程調整が今のところ進んでいるので、これを有益に使いたいという意味です。事務局から26日を超して結論を持ち越した場合の現実的な日程の説明をお願いしますか。

(基準部長) 審議の回数に決まりはありませんが、26日を過ぎて遅れていくと年内発効が難しくなってくるということがあります。

過去、一定程度の審議はしておりますので、過去と同じ程度の審議はやるべきではないかとあくまで事務局としては思っております。

必要性の審議は、公労使の合意をとって初めてイニシアティブを持つということですので、もう1回やる必要はないという先生方のご意見があればやる必要はありませんし、過去の前例や、参考人質疑、他県の審議の状況も大事だと思っておりますので、それを踏まえて、26日の次も十分あるかと思っております。

(会長) ありがとうございます。9月26日に決着が出るかどうかということは、26日を踏まえて決めるということになりますが、よろしいでしょうか。

(室長) 改正諮問をしている他業種の部会も始まりますが、部会と同じ日、部会が午前中で午後に審議会という形になってもよろしいかどうかお聞きして、そこは避けたほうが良いということであれば、また日程調整をさせていただくという形になります。部会は現在、事務局案ということで出させていただいておりますが、推薦がまだできていない状態で、部会の予定を確認できていない段階でございます。部会の日程を事務局案として出しましたが、そこもまだ流動的でございますので、これから日程調整という形になっておりますが、ご協議お願いしたいと思います。

(佐藤委員) ある程度、委員の日程調整は進んでいるかと思いますが、そこにまたプラス α で午前、午後というのは、皆さん日程の調整が難しいかと思えます。

今回、昨年から大幅な引き上げということということで、今日ただ

いた資料の中で、各県の特賃の金額、引き上げ額を見まして、かなりの県で埋没しているような状況の中で、真摯に使側でも対応して必要性ありとして審議をして金額を決めているという県も何県かあると思いますが、昨日までの間で他県の審議日程、特定最低賃金についていろいろ聞きましたが、あまりはっきりしていない、決まっていないところが多いので、ある程度、他県を参考にすることであれば、26日で最終的に打ち止めということではなく、前回も3回目で終わることなく4回目で最終という形になっていますので、そこまでは審議を尽くす必要性があると思っております。

(会長) ご意見ありがとうございます。

それでは、次回を9月26日に予定し、その場で参考人の意見聴取を行い、その場で結論を出すかどうか、尚議論を尽くすかどうかは、改めて検討するという方針にしたいと思います。

今後の審議日程を申し上げましたが、事務的な連絡を事務局からお願いいたします。

(8) 今後の審議日程等について

(室長) 次回、第5回最低賃金審議会につきましては、9月26日(火) 14:00から福島合同庁舎3階会議室にて予定しています。また、労側の参考人をご推薦いただくこととしたいと思いますので、9月13日(水)までのご推薦をよろしくお願いいたします。

9月26日以降の審議会については、原則、今改正諮問している業種の部会とは別日で開催日程を考えたいと思いますが、どうしても揃わないような場合につきましては、ご相談させていただきながら、決定させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(会長) 日程が流動的でご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

4 閉 会

(会長) それでは、本日の議事、その他についてご質問等ございますか。

(なしの声)

(会長) なければ、以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。